令和３年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	１０

府 省 庁 名　　厚生労働省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。 ・特例措置の内容 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、企業年金・個人年金の在り方を検討し、税制上の所要の措置を講ずる。 （※）現在、社会保障審議会において、企業型ＤＣ・個人型ＤＣの拠出限度額について、ＤＢごとの掛金額の実態を反映し、より公平な算定方法に改善を図ること等を検討中。
関係条文	（　　）
減収見込額	［初年度］　－　（　－　）　［平年度］　－　（　－　） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
要望理由	（１）政策目的 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る。 （２）施策の必要性 企業型確定拠出年金（企業型ＤＣ）の拠出限度額は、現行は月額5.5万円となっている。 企業型ＤＣと確定給付企業年金（ＤＢ）を併せて実施する場合は、ＤＢに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないよう、月額5.5万円からＤＢの掛金額を控除する必要があるが、現行は全てのＤＢの掛金額を月額2.75万円と一律に評価し、企業型ＤＣの拠出限度額は残りの月額2.75万円となっている。 この控除するＤＢの掛金額については、制度創設当時の厚生年金基金の単純平均から評価したものであるが、現在のＤＢの掛金額の実態は、月額2.75万円より低いＤＢが多く、ＤＢ間で大きな差もあり、より公平な制度とすることが求められている。 また、個人型確定拠出年金（個人型ＤＣ）の拠出限度額は、現行は企業年金（ＤＢ・企業型ＤＣ）の加入状況によって異なっている（月額２万円、1.2万円等）が、より公平な制度とすることが求められている。
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ　高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標１　老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること １－２　高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること 基本目標Ⅳ　非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標３　働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること ３－２　豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	政策の達成目標	国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る。
	政策目標の達成状況	－
有効性	要望の措置の適用見込み	－
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	－
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
	要望の措置の妥当性	国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、企業年金・個人年金の在り方を検討し、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績	―
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	―
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	―
前回要望時の達成目標	―
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	―
これまでの要望経緯	直近の企業年金・個人年金に係る税制改正要望は以下のとおり。 （平成 27 年度） ・企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 （平成 28 年度） ・確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置 （平成 29 年度） ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 ・確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し （令和２年度） ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 ・企業年金・個人年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置